

電気・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰によって、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、国から 1世帯あたり5万円の給付金が支給されます。

該当となる世帯には、11月中旬より枝幸町役場から郵送にて関係書類が届きますので、忘れずにお手続きをお願いします。

該当となる世帯

給付金を受給できる世帯は、次の①～③全てを満たしていることが要件になります。

- ①基準日（令和4年9月30日）現在において、枝幸町に住民登録がされている世帯
- ②世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- ③令和4年度の住民税が課税されている方（親や息子など）から、世帯の全員が扶養されていない世帯。

※ 課税世帯であっても、家計が急変したことで令和4年1月から12月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）は、給付金が受給できます。

該当となる場合は、申請が必要となり、準備をしていただく書類等もありますので、申請前にまちづくり推進課緊急経済対策室へお問い合わせください。

手続きの方法

給付内容や確認事項が書かれた書類が届いたら、書類の中身を確認して、必要事項を記入し、返信用封筒を使って郵送してください。

【確認事項】

- ①書類に記載された給付金振り込み口座に誤りがないか。
- ②令和4年度の住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか。

注：書類を提出する際には、記入漏れが無いよう確認をお願いします。

※ 令和4年1月2日以降に転入した方がいる世帯にも、書類を送付しますが、上記の「該当となる世帯」の①～③の要件を満たしている世帯のみが、給付金を受給できます。

該当となる場合には、申請が必要となりますので、申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に返信用封筒を使って郵送してください。

手続きの期限

令和5年1月31日（火曜日）までに、書類が返送された世帯へ給付金を支給しますので、該当となる世帯の方は、お早めに手続きをお願いします。

【臨時受付窓口を開設しますのでご利用ください】

〔期間〕 11月15日（火）～11月25日（金） 午前9時～午後5時

〔場所〕 役場 1階会議室 ※土・日・祝日は窓口を開設していません。

【お問い合わせ】 枝幸町役場まちづくり推進課緊急経済対策室 TEL 62-4242